

千葉市入札適正化・苦情検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例（平成22年千葉市条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 条例第2条第1号及び第2号の事務に係る定例会議は、原則として年2回以上開催する。

2 条例第2条第3号の事務に係る苦情処理会議は、別に定めるところにより、必要に応じて開催する。

3 会議は、原則として公開とし、議事録は、原則として公表する。ただし、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条に該当する場合は、委員長は、会議を非公開とする決定を行うものとする。

4 緊急やむを得ない事情があり、第2項の会議が開催できない場合は、同項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(定例会議)

第3条 定例会議は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 本市が発注した工事に関し、次に掲げる書類等により報告を受けること。

ア 入札方式別発注工事総括表（様式第1号）には、概ね6か月以内に本市が発注した工事について入札・契約方式別の発注工事件数等を記載する。なお、入札・契約方式の区分は次に掲げる（ア）から（エ）のとおりとし、予定価格が400万円を超えないものについては、報告の対象から除外するものとする。

(ア) 政府調達協定一般競争入札方式

(イ) 制限付一般競争入札方式

(ウ) 指名競争入札方式

(エ) 随意契約方式

イ 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号）には、入札方式別発注工事総括表に基づき、工事名ごとに業種及び契約金額等を記載する。

また、審議の対象となる工事の抽出については、入札方式別発注工事一覧表の中から、委員会であらかじめ指名した委員が、入札及び契約の過程並びに契約の内容を考慮して、入札・契約方式別に事前に行うものとする。

なお、抽出した工事に係る説明は、入札・契約方式別に抽出工事説明書（様式第3号）に基づき行うものとする。

ウ 指名停止の運用状況一覧表（様式第4号）には、概ね6か月以内に本市が新たに行った工事に係る指名停止措置について、その者の名称、指名停止期間及び理由等を記載する。

(2) 前号イに定めるところにより抽出された工事に関し、一般競争入札における入札参加資格の設定理由、指名競争入札における指名理由及び随意契約における契約の相手方の選定理由等について審議すること。

(3) 本市が工事に係る入札・契約制度改善の施策を実施した場合等に、入札・契約制度の改善状況等の報告を、必要に応じて受けること。

2 委員会は、前項の事務に関し、報告の内容又は審議した工事の入札・契約の理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申を行うことができる。

3 市長は、委員会から前項による意見の具申を受けた場合は、その具申書を、速やかに公表するものとする。

4 市長は、第2項による意見の具申を受けた点の検討状況等について委員会に報告するものとする。

(苦情処理会議)

第4条 苦情処理会議は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 本市が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の対象となる調達に係る供給者(本市が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者又は行うことが可能であった者をいう。)の苦情について審議すること。

(2) 本市が発注した協定等の対象とならない工事に関し、競争入札及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情について審議すること。

(3) 本市が行った指名停止等の措置に係る再苦情について審議すること。

(4) 本市が発注した工事に関し、工事の成績評定に係る再苦情について審議すること。

2 委員会は、前項の事務に関する審議を終えたときは、意見書等を作成し、市長に報告するものとする。

(委員の氏名等の公表)

第5条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員の罷免)

第6条 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局資産経営部契約課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。